

衣笠中学校校歌

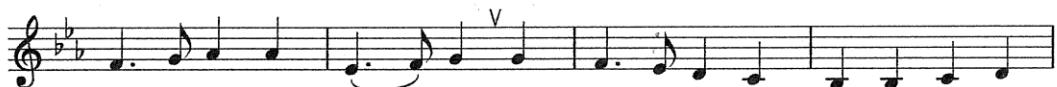
作詞 吉沢 義則
作曲 中瀬 古和



1 きぬがさやまをせにぎおいにてみう
2 ひだりにひえいみぎおにさんてがひ
3 あいよちからよびよしんよひ



なみーにむこーうわがきぬちゅうへ
じの一はやせ一もあつめきてに
との一れきし一をかざりつつう



いあんきよう一のなど一このろをしあげい
しにながる一るよど一のみずかしがれを
つりゆきに一しあとと一とめでこころ



ち一ぼ一におさめつふ
うつす一やおとをこきつまえ
をみが一きみをとをたたつまえ



ゆ一もかすみてゆたかなり
づれちとせ一をかたらざり
んに一いぼんをたてむかなる

1 衣笠山を背において
南向こふ我が衣中
平安京の名所を
視野一望におさめつつ
冬もかすみて
豊かなり

2 左に比叡右に嵯峨
宇治の早瀬も集め来て
西に流るる淀の水
影を映すや男山
いづれ千年を
語らざる

3 愛よ力よ美よ信よ
人の歴史をかざりつつ
遷り行きにし跡とめて
心を磨き身を鍛へ
新日本を
建てむかな

生徒心得

1. 校内生活

1. 礼 儀

- (ア) 互いに礼儀を重んじ人に不快な感じを与えないようにしよう。
- (イ) 互いに人格を認め何事も助けあってやるようにしよう。

2. 服 装

- (ア) 服装は、学校で定められたものを着用する。(服装のきまりを参照)
- (イ) 体育の服装は、体育科で定められたものを使用する。

3. 言 葉

- (ア) 言葉づかいに気をつけ正しい美しい言葉を使うよう気をつけよう。
- (イ) 最後まではつきり話すようにしよう。

4. 所持品

- (ア) 自分の所持品にはすべて学年、組、氏名を正確に書き入れる。
- (イ) 学校で、ものを紛失した場合は必ず早く先生に届ける。
- (ウ) 拾得品は必ず先生に届ける。
- (エ) 学校生活に不要なものを持って来ない。

5. 行動・態度

- (ア) 学校へはおそらくとも始業10分前に登校し、放課後は速やかに下校する。
ただし部活動等で居残る場合は学校の指示に従う。
- (イ) 授業開始のベルとともに速やかに着席し学習準備に入る。
- (ウ) 授業前後は正しく立って礼をし、授業中は姿勢正しく学習する。
- (エ) 自習時間は与えられた課題をしっかりとやる。
- (オ) 10分間の休憩は、学習準備や教室移動を速やかに行う。
- (カ) 校舎内では静かに行動し、昼休みの運動や遊びは運動場です。
- (キ) 休暇中を含めて、自転車での登校は認めない。
- (ク) 登校後は無断で校外に出ない。
- (ケ) 昼食は各クラスの教室でとる。
- (コ) 校内や通学途中で飲食をしてはいけない。
- (サ) 学校の諸設備、公共物および校具は大切に扱う。
- (シ) 他人に迷惑をかけるような行動や中学生らしくない態度はしない。

6. 美 化

- (ア) 常に校内美化に心がけ、清掃は責任をもって美しくするようにしよう。
- (イ) ゴミは定められた場所以外に捨てないようにし、また落ちていたら拾うよう心がける。
- (ウ) 落書きしたり机・いすその他に傷をつけたり破損させたりするようなことはしない。
- (エ) 便所はきれいに使うようにしよう。

- (オ) 掲示物は所定の場所に掲示し、壁をよごさないようにする。
- (カ) 掃除用具は大切にし、使用後は、指定された所に整頓しておく。

7. 保 健

- (ア) 常に身体を清潔に保ち体力の向上につとめよう。
- (イ) ポケットティッシュ、ハンカチは常にもっているようにしよう。
- (ウ) 保健室は正しく利用し、先生の指示に従う。

8. 出 欠

- (ア) 遅刻、早退、欠席、体育の見学は手帳の連絡欄に記入して保護者の印をもらって担任の先生に届ける。
- (イ) あらかじめわかっているときは前もって届を出す。
- (ウ) 忌引きの基準は次の通りです。

両親の場合…………… 7 日

曾祖父母・祖父母・兄弟姉妹… 3 日

伯叔父母…………… 2 日

いとこ・おい・めい…………… 1 日

2. 校外生活

1. 常に衣笠中学生として誇りと自覚もち責任ある行動をとるようにしよう。
2. 服装は中学生らしく端正にし常に清潔なものを身につける。
3. 自分で1日の計画を立てて規則正しい生活をしよう。
4. 家庭での学習は自分から進んでやり、わからないところがあれば積極的に先生にたずねよう。
5. 自分の使うものや持ち物は自分で整とんし後始末をきちんとする。
6. 自分ができる家の仕事を決めて手伝いをすすんでしよう。
7. 交通道徳を守り、危険なことや、他人の迷惑になるようなことをしない。
8. 友だちと外出するとき、行く先、帰宅の時間、同伴者等くわしく家人に告げ許可を得てから行くようとする。
9. 悪い遊びやいたずらはしない。
10. 映画館や繁華街へは責任ある人と行くようとする。
11. 地域の人と協力し地域活動に参加しよう。
12. 公共物は大切にしよう。
13. 休暇中の事故は必ず学校へ届ける。

TEL 461-2222 (代)

服装のきまり

中学生にふさわしい清潔できちんとした服装を心がけよう。

1. 上下服

ブレザーとズボン、スカート

入学のときに指定された標準服を着用する。(変形不可)

- ・ズボンはベルト(黒系統)をしめる。
- ・夏期は上着を着用しなくてもよい。
- ・スカート丈は、ひざがかくれる程度とする。
- ・夏期は上着を着用しなくてもよい。

2. 標準服の下に着るもの

- ・指定されたポロシャツを着る。(その下には吸湿性のよい白地の肌着を着るようにすること)
- ・冬期には指定のスクール・セーター、ベストを着用してもよい。

3. 靴と靴下

- ・靴は運動靴とする。雨や雪の時はレインシューズで登下校してもよい。
- ・靴下は白地、黒、紺のもの。ストッキングは黒、ベージュを基準とする。
そのほかの色の濃いものは着用しない。

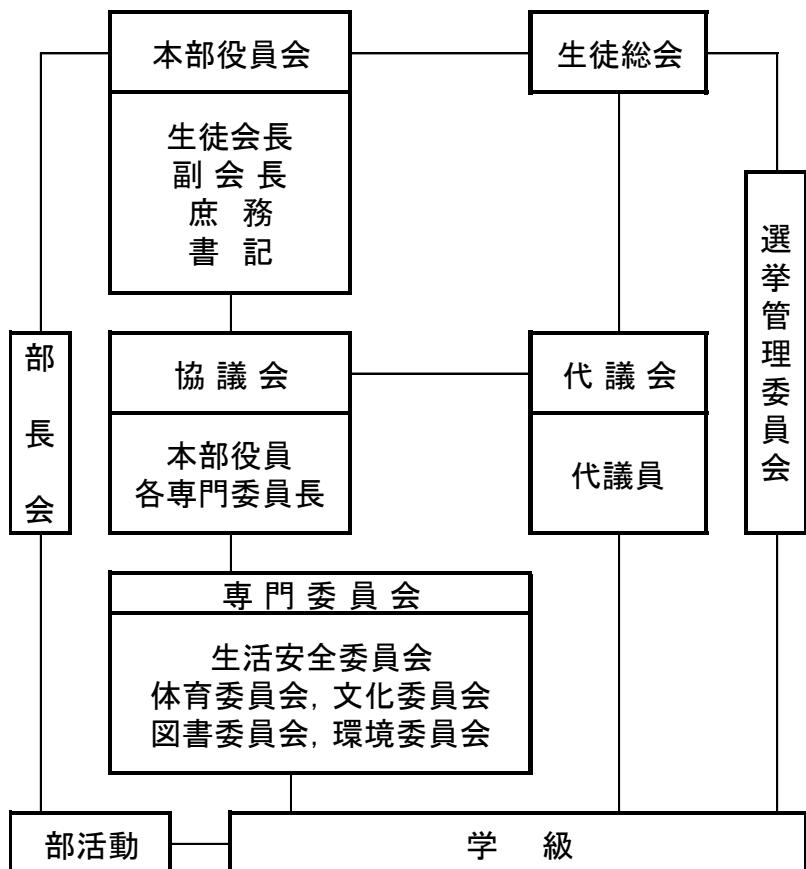
4. 頭髪

- (ア) 中学生らしい頭髪とし、不必要な加工、染色、脱色など奇抜な髪型はいけない。また、アクセサリー等の装飾品はつけてはいけない。
- (イ) 整髪料を使わず、登校前に家できちんと整えておくこと。

5. その他

- (ア) 冬の寒いときには派手でないマフラー、ネックウォーマー、手袋をしてもよいが校舎内ではとること。
- (イ) 防寒着は家庭で使用しているもの、もしくは部活動でそろえているウインドブレーカーを着用してもよい。また校内で特別な事情のない限り、防寒着やマフラーなどを使わないこと。
- (ウ) 特別な事情のない限り、私服や部活動の服装等で登校してはいけない。
- (エ) 登下校時のセーター(ベスト)登校はよいが、以下の注意点を守ること。
 - ・学校指定のセーター(ベスト)を着用すること
 - ・セーター(ベスト)を着ているときも脱いだ後も正しい着こなしをすること。
 - ・集会ではセーター(ベスト)のみでの出席は不可。
セーター(ベスト)を脱いでポロシャツになる、またはブレザーを着用して出席すること。
 - ・防寒着を着用する際は、ブレザーの上から着用すること。
- 防寒具(帽子、マフラー、手袋)についてはブレザーを着用していなくても可とする。

生徒会組織図



生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は京都市立衣笠中学校生徒会と称する。
- 第2条 (目的) 本会は学校の教育方針に従い、会員の自主的活動によって、責任と協同の自覚に基づいて学校生活の向上を図り、健全な人格を完成することを目的とする。
- 第3条 本会は本会全生徒をもって会員とし、全教職員を顧問とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。
- 私たち生徒の問題を解決するための集会および活動
 - 文化および体育の振興に関する行事
 - 健康の増進、体力の向上に関する行事
 - その他、目的を達成するために必要な活動
- 第5条 本会の会員は次の権利と義務をもつ。
- 選挙権、被選挙権および罷免（ひめん）権
 - 諸行事への積極的参加と協力

3. 規約および議決事項の遵守
4. 部活動の入部と退部の自由
5. 会員は生徒会費を納めなければならない

第2章 組織

第6条 本会の組織は生徒会組織図による（5頁）

第3章 役員

第7条 本会は次の役員をおく。役員は兼ねることができない。

会長（2年生1名）・副会長（2年生2名）・庶務（2年生1名，1年生1名）・書記（2年生1名，1年生1名）・各専門委員長（2年生）・代議員（各学級男女各1名）
各専門委員（各学級男女各1名）

第8条 会長は本会を代表して会務を統括し，生徒総会，協議会，代議会およびキャプテン部長会を招集し，議決事項を執行する。

第9条 副会長は会長を補佐し，会長不在の場合は代行する。

第10条 本部役員は各学年と本部・協議会の連携を図り，学年間の協力や生徒会活動の活性化を進める。

第11条 本部役員および各専門委員長の任期は原則として1年間とし，10月～11月に改選を行う。

第12条 会員の1/3以上の賛成があったときは本部役員をひ免できる。また欠員のあるときは次点の者がくりあがり，ないときは補充選挙を行う。

第13条 本部役員および専門委員長は全会員の直接選挙により，代議員および各専門委員は各学級において選出する。

第4章 機関

第14条 本会に，議決機関として生徒総会および代議会，執行機関として本部役員会，協議会，キャプテン部長会，学級会，および部活動集会をおく。

第15条 <生徒総会>全会員で構成され，本会の最高議決機関である。

1. 本会運営方針および会則の改廃の議決を行う。
2. 原則として毎年度1回開く。ただし，会長または全会員の1/3以上の要求がある場合は，臨時に開かねばならない。
3. 正副議長は，その都度代議会から選出する。

第16条 <協議会>本部役員および専門委員長で構成される。生徒会活動について計画し，専門委員会議案を提出し，専門委員会の連絡調整にあたり，議決に基づいて学校生活の充実と向上に努める。

第17条 <本部役員会>本部役員で構成され，本会運営の中心としてその企画執行にあるとともに，代議会および専門委員会からの協議会提出議案の整理統一をし，会計上の連絡調整を行う。

第18条 <代議会>各学級の代議員で構成され、次の活動を行う。

1. 会運営の原案審議、予算の審議、その他専門委員会に属さない事項の審議および緊急用務の処理にあたる。
2. 会計監査委員および規約改正委員を兼任する。
3. 生徒総会時には、互選により正副議長を選出する。
4. 必要に応じて、会長または議長が招集する。
5. 学級内の問題や決定事項を代議会に提出して意見を求める、また生徒会活動の諸問題、代議会の決定事項を学級に持ち帰り検討したりして連絡を密にする。
6. 学級の組織づくり、学級活動の計画運営などの代表者であり、学級全体の要求、反省、諸問題について学級に提案したり先生に相談したり報告したりして、その総括にあたる。

第19条 <各専門委員会>専門委員で構成し、原則として月1回開く。互選により副専門委員長、書記を選出する。また学級との連絡にあたる。

次の専門委員会をおく。生活安全・文化・体育・図書・環境。

第20条 <生活・安全委員会>

1. 学校生活を明るく規律正しいものにするための活動を立案実施する。
2. 学校内の生活について注意し、独自の活動（遅刻防止やベル席の指導、標準服の正しい着用、規律の徹底など）を計画、実行する。
3. 校内の安全について指導し、危険箇所などを点検し、担任に報告する。

第21条 <文化委員会>

1. 学校、生徒会、学級内の文化的行事の計画および運営に協力する。
2. 校内や学級内の掲示黒板の活用などを行う。

第22条 <体育委員会>

1. 学校、生徒会、学級内の体育的行事の計画および運営に協力する。
2. 体育の時間には、先生と連絡をとり、学級生徒が敏速に行動できるようリーダーになったり、用具の管理にあたったりする。

第23条 <図書委員会>

1. 学校図書館の貸出事務、図書の購入事務を先生と協力して行う。
2. 読書指導（感想文、新刊の紹介など）の任にあたり、図書の修理、整備、図書室の環境整備などを行う。

第24条 <環境委員会>

1. 校内美化についての行事の立案実施の任にあたり、その普及（環境整備など）に協力する。
2. 清掃の指導点検活動や、用具の分配管理保管や用具の整備を行う。
3. 校内の保健衛生の徹底に努め、保健行事に協力する。

第25条 <特別委員会>本会はその目的達成のため、専門委員会以外に特別委員会（学校行事の準備実行など）をおくことができる。

第26条 <部長会>各部のキャプテン・部長で構成され、必要に応じて会長が招集し、部活動の運営について連絡協議するとともに、生徒会全体の活動に協力する。

第27条 <学級会>すべての生徒会活動の母体で、本会の目的を達成するために全クラス員が協力して活動する。

1. 各学級は、学級、学校内の諸問題や代議会および各専門委員会から送られた事項を話し合い、また事項を提案する。
2. 互選により、代議員男女各1名、各専門委員男女各1名を選出する。

第28条 部活動は同好者の集まりで、会員各自の個性をのばすこととする。

1. 互選により正副部長（キャプテン）を選出する。
2. 部活動規定は別に定める（11頁）

第5章 会合

第29条 本会のすべての会合は公開を原則とし、その定足数を1/3とする。議決は出席者の1/2以上の賛成を必要とする。

第30条 議事の運営（会議の進め方）は別に定める。

第6章 規定

第31条 本会の各機関は規約に反しない限り種々の規定を設けることができる。

第7章 会計

第32条 本会に必要な経費は、会員から徴収する会費とその他をもってこれにあて、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第33条 予算は本部役員が作成し、その執行に際しては生徒総会の承認を受ける。また庶務は生徒総会で会計報告をしなければならない。

第8章 役員の選出

第34条 本部役員・専門委員長の選挙が民主的に行われるよう、選挙管理委員会をおく。選挙管理委員は学級から2名選出され、次の活動を行う。

1. 選挙に関する告示を行い、立候補者の受付および投票の管理にあたり、開票結果を知らせる。
2. 立候補者に選挙運動に必要な指定の物品を公平に支給し、立会演説会を開かなければならない。

第35条 立候補、または学級・部活動および有志で推薦された場合、本人の意志により立候補者となる。その場合、同時に2つ以上の役員候補となり得ない。

第36条 会員は候補者の中から役員ごとに直接投票する。

第37条 当選は次の場合に成立する。

1. 投票数が最高かつ（投票総数）÷（候補者数）を越える場合。
2. 対立候補のない場合は過半数の信任を得たもの。

3. その他細則については、その都度選挙管理委員会が定める。

第9章 補則

第38条 本規約の改正には全会員の2/3以上の賛成を必要とする。

第39条 本規約は承認の日から実施する。

付則

本規約は昭和51年10月25日より執行する。

昭和59年9月一部改正。

昭和62年5月一部改正。

平成3年3月一部改正。

平成16年6月一部改正。

平成22年6月一部改正。

平成25年6月一部改正。

平成30年6月一部改正。

令和元年12月一部改正。

図書館利用の手引き

(1) 開館

月～金の昼休みです。

短縮中の放課後は開きません。また、学校行事や図書の整理などのために臨時に休館することがあります。

(2) 閲覧

開館中は書架より自由に図書を取り出して利用することができます。利用した後は図書をもとの書架にきちんと戻して下さい。開館以外の図書館の利用、および特定に定められた資料の使用は、図書館の先生の許可をうけて下さい。

(3) 貸出し

カウンターに申し出て下さい。手続き後、図書を館外へ持ち出すことができます。

期間は7日以内、2冊までです。返却日までに必ず返すようにして下さい。

(4) 図書の分類

図書は日本十進分類法によって、それぞれの内容に応じて分類され、書架におかれています。分類・配列の方法を覚えるようにしましょう。早く目的の図書が見つけ出せます。

(5) 利用の注意

図書館は静かに本を読むところです。大声で話したり、物音をたてたりして、他人の迷惑にならないように気をつけましょう。

(6) 本の取り扱いについて

- 汚したり、書き込んだりしない。
- 本をまるめて持ったり、破ったりしないよう、気をつける。
- 開いた本の上にひじをついたり、重い物を置いたりしない。
- 無理に書架より引き出したり、押し込んだりしない。
- 本を落としたり、乱暴な取り扱いをしない。

部活動規定

部活動の目的

部活動は、学年や学級の所属を離れ共通の興味や関心を持つ生徒・教職員をもって組織することを原則とし、体育的な活動、文化的な活動、生産的な活動を行う。

1. 部員は衣笠中学校生徒に限る。
2. 原則として1部1人以上の本校の教職員を必要とする。
3. 部活動は顧問の指導のもとに、部活の自主的な運営を行う。
4. 試験中および試験1週間前は、活動を中止する。ただし、公式戦1週間前に限り活動を認める。

5. 活動時間

	活動時間	完全下校時間
●夏期平日	5：30まで	5：45
●冬期平日	5：00まで	5：15

(公式戦1週間前に限り30分の延長を認める)

6. 部長会議、顧問会議等によって決定された活動の規定、場所、時間の割当を正しく守つて行う。
7. 衣笠中学生徒は自分の意志によって自分の希望する部に入部することができる。
8. 部員は自分の意志によって退部を申し出ることができる。
9. 活動の決まりが守れない部については、一時活動を停止することがある。

部の設置・廃止について

1. 部活動は、部員と本校教職員が顧問としていることにより成立するものとする。
4月当初教職員が顧問としていない部については、1年生を募集しない。ただし、2・3年生については、活動できるものとする。最終の学年が活動を終了した時点で廃部とする。
2. 活動に支障をきたす人数になった部に関しては、休部・廃部とすることがあり得る。
3. 部を新設する場合は、20名以上の生徒と1名以上の教職員が顧問として必要である。

ボックス使用規定

1. ボックスの使用は放課後に限って認められ、授業中、休み時間中の使用は一切禁止する。
2. ボックスは常に整理・整頓をする。
3. ボックスは保管室であるから、他の目的には使用できない。
4. 使用後は必ず施錠すること。

部活動一覧

<体育>	<文化>
陸上競技	吹奏楽
バスケットボール	園芸
バレー ボール	美術工芸
ソフトテニス	茶道
卓球	放送局
水泳	
野球	
ソフトボール(女)	
サッカー	
剣道	

交通安全について

- いつでも、どこでも、ひとりでも、だれとでも、交通安全に気をつけましょう。
- 自分だけでなく、相手にも交通規則を守ってもらわないと交通事故は無くなりません。
それだけに、みんなで規則を守り事故をなくしましょう。

[A] 歩行者の場合

歩行者の道路横断の仕方が他の交通の流れを妨げ、同時に歩行者自身をも危険な状態にする恐れがあることを常に考えて、安全な歩行をしましょう。

1. 歩道や路側帯のある道路では、車道にはみ出さないようにしましょう。
2. 道路へのとび出し、車の直前、直後の横断、斜め横断は絶対にやめましょう。
3. 登下校は定められた通学路を通り、寄り道はしないようにしましょう。また、通行人の迷惑にならないよう、まとまって帰りましょう。
4. 夜間や、雨の日は見通しが悪いので特に気をつけましょう。（運転者の立場からも考えましょう）
5. 携帯端末を操作しながら歩くことは危険です。横断歩道上や道路の横断には十分注意しましょう。

[B] 自転車に乗る場合

中学生の交通事故は、自転車に乗っているときが一番多いので、自転車の安全な乗り方をするとともに、交通法規を守り、交通安全に気をつけましょう。

1. 常に点検整備をしてから乗りましょう。
 - ハンドルやサドルを、体に合うよう調節をする。
 - ブレーキのきき具合を確認する。
 - タイヤのへり具合、空気の入り具合を確認する。
 - ライト、チェーン、ベル、後部反射器などに不具合がないか確認する。
2. 自転車の安全な乗り方に特に気をつけましょう。
 - 左側通行を守りましょう。発進、停車、左折、右折の仕方のきまりを守りましょう。
 - 交差点で右折の場合は、必ず二段進行しましょう。
 - 自転車横断帯のあるところでは、歩行者用の信号機に従って、自転車横断帯を通行しましょう。
 - 「並進可」の標識のない所で2台以上並んで走ってはいけません。
 - 広い道路に出るときや、踏み切りでは一旦止まって、安全を必ず確かめましょう。
 - 手放しや、二人乗りは絶対してはいけません。
 - 友達と話したり、ふざけたりしながら走ったり、ジグザグ乗りなどをしてはいけません。

- かさや物をもっての運転は絶対にしてはいけません。両手でしっかりとハンドルを持って運転をしましょう。
- 3. 自転車および歩行者専用の道路を通行するときは、無理な運転をしないで、ゆずりありの気持ちを持って歩行者の妨げにならないように徐行しましょう。
- 4. 夜間はできるだけ乗らないように心がけましょう。暗くなって乗るときには、必ずライトをつけましょう。
- 5. 身体に障がいのある人やお年寄り、小さい子どもには特に注意をしましょう。
- 6. 路上や駐輪禁止区域に駐輪して地域に迷惑をかけないようにしましょう。

[C] 交通法規の知識

道路交通法をしっかりと守って交通事故をなくすようにしましょう。

1. 歩行者について

- 歩道と車道の区別のない道路は右側端にそって通行しなければなりません。
- 歩道と車道の区別のある道路は歩道を通行しなければなりません。
- 横断歩道（橋）がある付近では、横断歩道（橋）を通行しなければなりません。
- 車両などの直前または直後を横断してはいけません。
- 道路を横断することを禁止された所では横断をしてはいけません。
- 信号機のある所では、信号機の表示する信号に従わなければなりません。しかし警察官が手で信号をしているときは、その信号が優先しその指示に従わなければなりません。

2. 自転車について

- 自転車には、一定の規準に合ったブレーキと赤色の反射器材又は尾灯を備え、また夜間は前方10mを照射する白色または淡黄色の前照灯を点灯しなければなりません。
- 自転車は、車道もしくは路側帯の左側を通行するのが原則です。
- 自転車を運転しながら携帯端末の使用やイヤホンをつけての運転は、周囲の交通状況に対する注意が不十分になり交通事故の原因になるなど大変危険な行為のために禁止されています。

- 歩道に「自転車歩道通行可」の標識等があるときや「普通自転車通行指定部分」があるときは、その部分を徐行しなければなりません。ただし、その部分を通行している歩行者や通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。また、歩行者の通行を妨げる恐れがあるときは、一時停止しなければなりません。
- 自転車横断帯のある所では、自転車横断帯を通行し、歩行者用信号機に従います。交差点やその手前に「進入禁止」の標示があるときは、その標示を超えて交差点に入ってはいけません。この場合、自転車は歩道の左側に乗りいれ、自転車横断帯によって交差点を通行します。

3. 路上での禁止行為について

- 道路の真ん中で立ち止まつたり、座ったり、しゃがんだりしてはいけません。
- 道路で球技やスケートボード、その他の遊びをしてはいけません。
- 道路にむけて、物を投げたりしてはいけません。

台風に対する非常措置について

- 登校時に台風が接近し京都市に「暴風警報」が発令されるおそれのある時（テレビ・ラジオにおいては「京都南部」又は「京都・亀岡」と報道される場合があります）は報道に注意してください。
- 「暴風警報」が解除されるまでは自宅待機
 - ・午前7時までに解除・・・平常授業
 - ・午前9時までに解除・・・3校時から始業
 - ・午前11時までに解除・・・5校時から始業
 - ・午前11時現在、警報発令・・・臨時休業

特別警報に対する非常措置について

- 「特別警報」が解除されるまでは自宅待機
 - ・午前0時までに解除・・・5校時から始業
 - ・午前0時現在、警報発令中・・・臨時休業

避難勧告・避難指示（緊急）に対する非常措置について

- 水害の避難勧告について
校区内（金閣小、衣笠小、翔鸞小、柏野小、中川小学）において発令された場合、臨時休校などの措置を取ります。暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。
- 土砂災害の避難勧告について
本校の敷地が含まれる学区（金閣小学区）において発令された場合、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

地震に対する非常措置について

- 震度5弱以上の地震が発生した際は、次の日が臨時休業になります。
 - ・下校後、深夜0時までに発生・・・翌日を臨時休業
 - ・深夜0時以降、登校までに発生・・・当日を臨時休業

日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下（登下校中も含む）で災害が発生した場合に、災害共済給付を行うため、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に加入しています。学校の管理下において発生した災害に対する医療費等の給付はこの制度の範囲内で行われます。

- (1) 学校管理下でケガをして医療機関を受診した場合、そのケガをした時の指導担当の先生または学級担任まで知らせてください。
- (2) 「医療等の状況」の用紙を渡しますので、医療機関で記入してもらって学校に提出してください。
- (3) 給付対象は、完治までにかかった医療費総額が5,000円以上（窓口負担3割の場合は1,500円）の場合は。公費負担制度を使って窓口負担がない人でも、制度によっては給付対象になり、調整した額が支給されることがあります。受診した場合は、必ず学校に連絡してください。
- (4) 用紙提出後、医療費が給付されるまで3～4ヶ月かかります。

感染症での出席停止について

○学校のような集団生活の場では感染症が流行する恐れがあるので、下記のような病気にかかった場合は学校保健安全法第19条に基づいて、出席停止になります。

○下記感染症であると医師の診断を受けた場合は、至急学校まで連絡してください。
保護者記入の報告書用紙を渡します。（医師の診断書は必要ありません）

病名	出席停止期間のめやす
インフルエンザ	発症をした後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、 第3種感染症 (流行性角結膜炎など)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
新型コロナウィルス感染症	治癒するまで。（令和2年1月28日付け 文部科学省通知より抜粋）

*学校保健安全法施行規則第18条より

連絡・諸届欄

欠席、遅刻、早退、忌引き、欠課、見学、外出、特別の許可などの場合はこの欄を使用して必ず担任の先生に届け出ること。

體育見學屆

